

議案第 4 5 号

大口町準用河川の流水占用料等に関する条例の一部改正について

大口町準用河川の流水占用料等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和元年 6 月 3 日提出

大口町長 鈴木雅博

(提案理由)

この案を提出するのは、消費税法及び地方税法の一部改正が令和元年 10 月 1 日に施行され、消費税及び地方消費税の税率が引き上げられることに伴い、この条例の一部を改正するため必要があるからである。

## 大口町準用河川の流水占用料等に関する条例の一部を改正する条例

大口町準用河川の流水占用料等に関する条例（平成12年大口町条例第31号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「100分の108」を「100分の110」に改める。

### 附 則

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。
- 2 改正後の大口町準用河川の流水占用料等に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に占用の許可を受けた者について適用し、同日前に占用の許可を受けた者については、なお従前の例による。

大口町準用河川の流水占用料等に関する条例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(流水占用料等の額)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、流水の占用又は、土地の占用（以下「流水の占用等」という。）をすることができる期間が1月未満のものについての流水占用料等の額は、別表に定める金額に、当該流水の占用等期間に相当する期間を同表単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額に、<u>100分の110</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>3 略</p>	<p>(流水占用料等の額)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、流水の占用又は、土地の占用（以下「流水の占用等」という。）をすることができる期間が1月未満のものについての流水占用料等の額は、別表に定める金額に、当該流水の占用等期間に相当する期間を同表単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額に、<u>100分の108</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>3 略</p>

## 改正要旨

### 1 改正の目的

消費税及び地方消費税の税率の引き上げに対応するため、準用河川の流水占用料等について改正をするものです。

### 2 改正の概要

消費税及び地方消費税の課税対象となる流水の占用又は土地の占用をすることができる期間が1月未満のものについての流水占用料等の計算について、税率を10%とします。

### 3 施行期日

令和元年10月1日から施行します。